

改正 平成28年4月1日 令和5年1月1日

第1 この申し合わせは、国立大学法人一橋大学構内における撮影についての取扱要領（以下「要領」という。）第17条の規定に基づき、構内撮影等に関する必要事項について定めるものとする。

第2 撮影にあたっての遵守事項

- (1) 撮影可能時間には、搬入・搬出等の準備及び後片付けの時間を含む。
- (2) 本学のイメージを損なう撮影は許可できない。
 - ① 例えば、構内でナイフ・包丁等を振り回すような暴力的なシーンや、殺人が起きるシーン、又は構内で殺人のシーンを撮影していなくても、そのように思われる場合等。
 - ② その他
- (3) 制服警官を演じる撮影は許可できない。
- (4) 撮影中の事故に備え、必ず保険に加入すること。広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影の場合はこの限りではないが、その場合は損害賠償を確約すること。

第3 撮影当日の遵守事項

- (1) 撮影中に事故又はトラブル等が発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止に努め、必要な措置を講じるとともに、直ちに総務部広報・社会連携課及び本学守衛所に報告すること。
- (2) 学生をはじめとする本学関係者や通行人の肖像権を侵害しないよう、撮影に当たっては十分に注意すること。
- (3) 見学者等の誘導及び安全確保は、撮影責任者が責任を持って行うこと。
また、正門前の東京都道において撮影を行う場合は、警察署から道路使用許可を得るとともに、通行人や周辺住民に迷惑がかからないよう、十分に配慮すること。
- (4) 車両の入構に当たっては、一橋大学構内撮影許可申請書に入構する台数の申請を行い、国立西キャンパス守衛所で入構手続をすること。構内は通行人の安全を第一に考え徐行し、指定場所（通常は法人本部棟前）に駐車すること。
なお、荷物の搬出入等のため兼松講堂前に一時停車する場合は、タイル部分は破損しやすいため、必ずアスファルト部分に一時停車すること。
- (5) 施設のコンセントは、高電圧のライト等には対応していないため、撮影に当たっては電源装置を用意すること。
- (6) 施設の扉は部外者が入場するおそれがあるため、搬出入時以外は開放したままにしないこと。
- (7) 中庭の芝生には立ち入らないこと。
- (8) 飲食、喫煙、トイレ等の使用は、指定された場所で行うこと。
- (9) 撮影により発生したゴミ等は、すべて持ち帰ること。
- (10) 撮影当日の時間や場所の変更、又は付帯設備の使用等は、あらかじめ許可した以外のことについて対応できない。

第4 クレジットタイトル

「撮影協力 国立大学法人一橋大学」等のクレジットを必ず表記すること。その際、可能な限り本学のロゴマークを使用すること。

第5 掲載誌等の提供

掲載された状況等について確認するため、雑誌等については掲載誌1部、映画及びドラマについてはBlu-ray Disc1セットを提供すること。

附 則

この申し合わせは、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和5年1月1日から施行する。